## 議案第119号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例(平成13年さいたま市条例第175号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前			
別表(第2条関係)				別	別表(第2条関係)			
	名称	位置	定員		名称	位置	定員	
	[略]				[略]			
	さいたま市立	さいたま市北区	[略]		さいたま市立	さいたま市北区	[略]	
	大砂土保育園	<u>盆栽町453番</u>			大砂土保育園	土呂町1丁目5		
		<u>地</u>				1番地8		
	[略]				[略]			
	さいたま市立	さいたま市中央	[略]		さいたま市立	さいたま市中央	[略]	
	鈴谷東保育園	区鈴谷6丁目6			鈴谷東保育園	区鈴谷9丁目3		
		<u>番5号</u>				<u>番2号</u>		
	[略]				[略]			

附則

この条例中別表さいたま市立大砂土保育園の項の改正は令和3年12月20日から、 同表さいたま市立鈴谷東保育園の項の改正は同年11月1日から施行する。